

(5) 事務所別法人数

平成28年3月31日現在 (単位 者)

区分	普通法人				特別法人	公益法人等	人格なき 社団等	寮等のみ を有する 法人	清算人	合計
	県内 法人	分割法人		計						
		本県 本店分	他県 本店分							
横浜	22,186	1,604	3,893	27,683	568	553	150	(-)	428	(29,347)
神奈川	18,531	1,419	2,513	22,463	427	350	121	(-)	361	(23,684)
緑	12,435	697	1,476	14,608	313	199	44	(-)	234	(15,382)
戸塚	19,626	771	1,052	21,449	615	426	127	(-)	487	(23,055)
川崎	8,666	614	1,336	10,616	230	135	64	(-)	202	(11,241)
高津	16,940	1,003	1,357	19,300	388	288	108	(-)	380	(20,456)
相模原	11,869	542	1,372	13,783	323	167	48	(-)	303	(14,612)
横須賀	12,634	416	582	13,632	412	413	89	(-)	333	(14,856)
平塚	9,298	306	583	10,187	282	187	40	(-)	238	(10,934)
藤沢	11,681	368	719	12,768	307	210	50	(-)	279	(13,600)
小田原	6,788	231	497	7,516	262	259	50	(-)	170	(8,256)
厚木	14,218	619	1,740	16,577	345	192	72	(-)	255	(17,428)
合計	164,872	8,590	17,120	190,582	4,472	3,379	963	(-)	3,670	(202,851)

備考1 ()内の数字は、事業税の納税義務者数を示す。この場合、()書きのない欄については、すべて同数である。

2 分割法人とは、2以上の都道府県に事務所等を有する法人をいう。